

社援保発第23号  
障障発第12号  
障精発第18号  
平成13年3月29日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局

保 護 課 長

障害保健福祉部障害福祉課長

障害保健福祉部精神保健福祉課長

#### 授産施設会計基準に係る取扱いについて

標記については、平成13年3月29日社援保発第555号厚生労働省社会・援護局長通知「授産施設会計基準の制定について」により示されたところであるが、この実施に当たっての運用上の留意事項等については、下記のとおりであるので、周知徹底方特段のご配慮をお願いしたい。

## 記

- 1 社会福祉法人会計基準（平成12年2月17日社施第310号）関連通知の準用について**  
授産施設会計基準（以下「授産基準」という。）に基づく会計処理を行うに当たっては、次に掲げる通知を準用して適用するものとする。
  - (1) 「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援施第6号）
  - (2) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日社援施第7号）
  - (3) 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」（平成12年2月17日社援施第8号）
  - (4) 「措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年2月17日社援施第9号）

### 2 「会計単位間繰入金支出」の取扱いについて

法人の運営に係る経費等、他の会計単位間との資金異動も想定されることから、会計単位間の資金異動を処理するための「会計単位間繰入金支出」を大区分の勘定科目として設け、資金収支計算書の福祉事業活動による収支の支出欄（資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表も同様とする。）に、また、事業活動収支計算書の福祉事業活動収支の部の支出欄（事業活動収支内訳表も同様とする。）に加えても差し支えないものとする。

### 3 授産事業活動に係る取扱いについて

授産施設において行う、授産事業活動に係る会計処理を行うに当たっての留意事項は、次のとおりであること。

- (1) 授産施設は、各法の最低基準において、「事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」と規定されているところであるが、ここでいう必要経費に含まれると考えられるものは、授産事業活動の効率的な実施を促進するためなどに設置された職業指導員等の職員に係る人件費や、日々の授産事業活動の実施に直接的に必要な原材料費、光熱水費、運搬費等の必要最小限度の経費である。

(2) 授産施設は、(1)の考え方により、原則として剰余金は発生せず、資金収支計算及び事業活動収支計算において「授産事業活動収支差額」は生じないものであるが、授産基準第35条に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能である。

なお、その際は、授産事業活動に係る積立金であることを表示する名称を付し、授産事業活動収支差額との対比ができるようにするものとする。

(3) 「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」中の「授産事業活動による収支」及び「授産事業活動収支の部」における「授産事業収入」及び「授産事業支出」については、各授産施設ごとに経理区分を設けて処理をするものとしており、複数の授産施設で同じ作業を行っているなどの場合であっても、人数、作業量等、一定の量的基準に基づき按分処理することとしている。また、一つの授産施設で複数の授産科目を実施している場合には、科目ごとに「○○事業収入」、「△△事業収入」というように内訳を設け、授産科目ごとの収支状況が把握できるようにしている。

なお、授産事業における支出の状況把握を適正に行うため、各法人においては別紙「授産事業支出明細表」を作成し、授産事業に関する管理を適切に行うものとする。授産事業支出明細表における勘定科目は、別表のとおりとする。

### 3 福祉工場の取扱いについて

この授産基準は、各法に基づく授産施設を対象としているところであるが、昭和47年7月22日社更第128号「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」に基づく身体障害者福祉工場、昭和60年5月21日厚生省発児第104号「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく知的障害者福祉工場及び昭和25年法律第123号「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第50条の2第1項第4号に規定する精神障害者福祉工場についても、本基準を準用した会計処理を行うものとする。

## 別 紙

## 授 産 事 業 支 出 明 細 表

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

○○事業

| 科 目  | 金 領                 |
|--|---------------------|
| <b>材料費</b><br>当期材料(商品を含む)仕入高   |                     |
| 材料費計 (1)   |                     |
| <b>労務費</b><br>利用者工賃<br>授産事業指導員等給与<br>授産事業指導員等退職金   |                     |
| 労務費計 (2)   |                     |
| <b>外注加工費</b>   |                     |
| 外注加工費計 (3)   |                     |
| <b>経費</b><br>福利厚生費<br>旅費交通費<br>器具什器費<br>消耗品費<br>印刷製本費<br>水道光熱費<br>燃料費<br>修繕費<br>通信運搬費<br>受注活動費<br>会議費<br>損害保険料<br>賃借料<br>図書・教育費<br>租税公課<br>○○費<br>雜費 |                     |
| 経費計 (4)  |                     |
| <b>授産事業支出</b>  | (5)=(1)+(2)+(3)+(4) |

## 別 表

## 授産事業支出明細表勘定科目

※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができる。

| 科 目 区 分 |   | 説 明   |
|---------|---|---|
| 大 区 分   | 中 区 分   |   |
| 材料費     | 当期材料（商品を含む）仕入高  | 授産事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。<br>当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。  |
| 労務費     | 利用者工賃<br>授産事業指導員等給与<br>授産事業指導員等退職金  | 授産事業に関する当該会計年度の労務費をいう。<br>利用者に支払う作業工賃をいう。<br>授産事業に従事する職業指導員等に支払う給料、法定福利費、賞与等をいう。<br>授産事業に従事する職業指導員等に支払う退職金をいう。  |
| 外注加工費   | 当期外注加工費   | 外部に依頼した加工費の支払額をいう。  |
| 経費      | 福利厚生費<br>旅費交通費<br>器具什器費<br>消耗品費<br>印刷製本費<br>水道光熱費<br>燃料費<br>修繕費<br>通信運搬費<br>受注活動費<br>会議費<br>損害保険料<br>賃借料<br>図書・教育費<br>租税公課<br>○○費<br>雑費 | 授産事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。<br>授産事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。<br>授産事業に係る出張旅費及び交通費をいう。<br>授産事業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。<br>授産事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。<br>授産事業に直接必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。<br>授産事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。<br>授産事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。<br>授産事業に係る建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。<br>授産事業に係る電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。<br>授産事業における受注活動に係る経費をいう。<br>会議時における茶菓子代、食事代等をいう。<br>授産事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。<br>授産事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。<br>新聞、図書、印刷物等の経費をいう。<br>授産事業に係る租税公課をいう。<br>費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。<br>授産事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。 |